

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 191 会計制度委員会研究報告第 16 号 「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」について

今回は、日本公認会計士協会（会計制度委員会）により、2019年5月27日に公表された会計制度委員会研究報告第16号「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」について、検討の経緯及びその概要についてご紹介いたします。

【検討の経緯】

我が国には、偶発事象に関する会計基準は存在せず、偶発債務等の注記は規定されていますが、偶発事象（偶発損失及び偶発利益）の定義や会計上の取扱いに関するルールが定められていません。しかしながら、我が国においても、企業の事業活動のグローバル化の高まり等の結果、企業の活動が複雑化し、それに伴って利害関係者も増加している結果、企業が様々なリスクにさらされ、責任や損失負担が求められる可能性も増加していると考えられます。

こうした偶発事象の取扱いでは、当該事象の発生の可能性と金額の見積りの正確性の程度に応じて、財務諸表に計上すべきか、注記をすべきか、それとも特に何も開示しないのかといった判断が容易ではない場合があります。監査実務においても論点となることが多くあります。こうした実務の状況を考慮すれば、財務諸表における偶発事象の取扱いについて何らかのガイダンスが示されることで、将来の業績指標の予測可能性を高めることになる可能性があると考えられます。

本研究報告は、上記の現状を踏まえ、偶発事象に関する会計上の取扱いの考察や偶発事象の開示又は認識時点の適時性に関する検討を行い、当協会における調査・研究の結果及び現時点における考えを取りまとめたものです。

【概要】

偶発事象については、時間の経過とともに、損失の発生の可能性についての判断の精度と損失金額の見積りの精度は両者共に高まると考えられるため、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監保実第61号」という。）の取扱いを偶発債務に広く適用すれば、時間が経過するにつれて、企業は、開示不要という状況から偶発債務の注記、その後の引当金の計上の

会計処理をすることが考えられます（なお、時間が経過するにつれて、損失の発生の可能性が消滅することもあります）。しかし、今回の当協会の調査によれば、訴訟、違法行為及び損害補償の事象については、引当金を計上する前に、偶発債務に注記を行う事例は少数にとどまっていることが確認されています。

なお、IFRS（IAS 第 37 号）においては、IFRS のルールに基づく引当金及び偶発債務に関連する開示を行うことで、他社との係争における企業の立場が著しく不利になると予想できる場合、係争の全般的な内容と情報を開示しなかった旨及びその理由を記載した上で開示を免除するという取扱いが定められています。

今後、監保実第 61 号を、債務保証及び保証類似行為以外の偶発債務の会計処理の参考にすることが考えられます。しかし監保実第 61 号は、2011 年（平成 23 年）3 月に改正を行ってはいるものの、1999 年（平成 11 年）2 月に公表されたものであり、既に公表から長い時間が経っており、現在、我が国においては存在していない偶発事象全般に関する会計基準を新たに開発することを検討することが望ましいと考えられます。よってこの検討に当たっては、(1)財務諸表の比較可能性、(2)開示の適時性、(3)開示の充実、以上、三つの観点についても考慮すべきであるとされています。